

平成 30 年 4 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 30 年 4 月 5 日（木）午前 9 時 30 分より臼杵市役所野津庁舎（3 階）議事場において会長が 4 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長
2 番 堀 京子 委員 3 番 内藤 康弘 委員 4 番 藤嶋 祐美 委員 5 番 平山 勝丈 委員
6 番 佐藤 幸子 委員 7 番 柳井 博之 委員 8 番 城野 幸司 委員 9 番 陶山 秀明 委員
10 番 小橋 勇二 委員 11 番 中野 定重 委員

欠席委員

1 番 野上 政憲 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹 酒井 俊光 副主幹

付議議案

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 15 号 非農地証明願いについて
議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について

副会長 ただいまより4月の定例総会を開催致します。

局長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議長 それでは、議事に先立ちまして定足数を局長から報告致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は野上委員が欠席となっており、出席委員は11名となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号9番 陶山秀明 委員と、議席番号10番 小橋勇二 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。

次長 議案書の1ページとなります。
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
平成30年4月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

2ページをお開きください。

番号1、畑 560 m² を農地集約のため、所有権を移転するものです。

番号2、畑 563 m² を農地集約のため、所有権を移転するものです。

以上、2件の申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

3月27日に実施しました現地調査におきまして、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平山委員 それでは、私、平山より3月27日に実施しました議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1と番号2の申請についてまとめて報告します。

番号1の土地は、贈与により所有権を取得し、番号2の土地は、贈与により所有権を取得するもので、お互い交換する形となります。番号1の土地は、現在、耕作されていませんが、草刈り等により管理された土地で、番号2の土地は耕作管理された土地です。

番号1の所有者は番号1の土地に分断された形で農地を経営し、番号2の所有者は番号2の土地に分断された形で農地を経営していますが、番号1の土地と番号2の土地を交換することで、農地の集約化が進み、農業経営の効率化を図ることができます。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれ要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。

委員みなさまの慎重な審議をお願いしたいと思います。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　それでは質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

議長 　次に、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次長 　議案書4ページをお開きください。

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に、所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成30年4月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次に5ページをお開きください。

番号1、畑 297㎡ を使用貸借により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっております。以上、1件の申請につきましては立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件につきましても、別

紙第5条申請チェックリストをご覧ください、調査員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、5条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤 みなさま、こんにちは。私、佐藤より、3月27日に実施しました議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する委員 現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

農地を使用貸借により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。申請地は一筆の畑で、現在は耕作をされていませんが、草刈りにより管理された土地です。審査項目の立地基準の1については該当し、2については2種農地に該当します。一般基準の③～⑩についても、申請に必要な添付書類も揃っており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告致します。

以上、5条申請1件についての調査報告となります。

委員皆様方の慎重な審議をお願い致します。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致します。

議 長 次に、議案第 15 号 非農地証明願いについて事務局よりご説明及び報告をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 15 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 4 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号 1、田 792 m² の土地につきましては、平成 5 年 2 月 2 日付けで転用許可を受け、転用目的どおり寿司屋の営業のため利用され、非農地化した土地です。平成 14 年に廃業となりまして、現在は更地となっております。

次にチェックリストと合わせて報告を致します。

申請地は②の「転用目的どおりに転用し、非農地化された土地 (4、5 条許可済みであるが、地目変更登記がされていない土地)」に該当します。

以上、非農地証明願い 1 件について提案及び報告を申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 15 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 非農地証明願いについて、原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 次に、議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記の通りであったので提案する。

平成 30 年 4 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

次 長 説明については別冊となります。

別冊の農用地利用集積計画第 3 号 平成 30 年 4 月 5 日報告予定です。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 3 月末までに申し出がありました。白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明致します。中段に利用権設定の合計の面積と必須を掲載しております。新規再設定の合計で申し上げます。田につきましては、2335 m²（2 筆）であります。畑については今回はありません。合計面積は 2335 m²（2 筆）です。

次に貸し手借り手となりますが、貸し手が 1 名に対しまして借り手も 1 名となっております。2 ページ以降につきましては、今回は白杵市のみとなっておりますので、白杵市のみ集計表と各筆明細書となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年 4 月 5 日報告予定の農用地利用集積計画第 3 号についてご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより、議案第 16 号 農用地利用集積計画決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致します。

以上で、本総会の議案はすべて終了致しました。お疲れ様でした。(終了 22:10)